

規制シート(様式)

(別紙1)

160194801290001

平成28年3月29日

規制の名称	支払基金の従たる事務所の設置、従たる事務所ごとの審査委員会の設置、診療報酬請求書の数を基準とした事務費用の負担	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第3条、第16条及び第26条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	保険局保険課 課長 宮本 直樹
規制目的	社会保険診療報酬支払基金においては、保険医療機関等に対して診療報酬の迅速適正な支払を行うとともに、保険医療機関等より提出された診療報酬請求書の審査を行う必要があるため。		
規制内容の概要	社会保険診療報酬支払基金は、従たる事務所を各都道府県に置き、当該事務所ごとに審査委員会を設けている。また、各保険者に、社会保険診療報酬支払基金法第15条第1項から第3項までに規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させることとしている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	規制改革会議 健康・医療WGから「現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す」との指摘があったことから、現行の法規制の在り方の見直しも排除せずに検討する。	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>